

事業者向け太陽光発電設備共同購入事業
－ 公募型プロポーザル 募集要項及び実施要領 －

I 事業の趣旨

(1) 事業名

事業者向け太陽光発電設備共同購入事業

(2) 事業目的

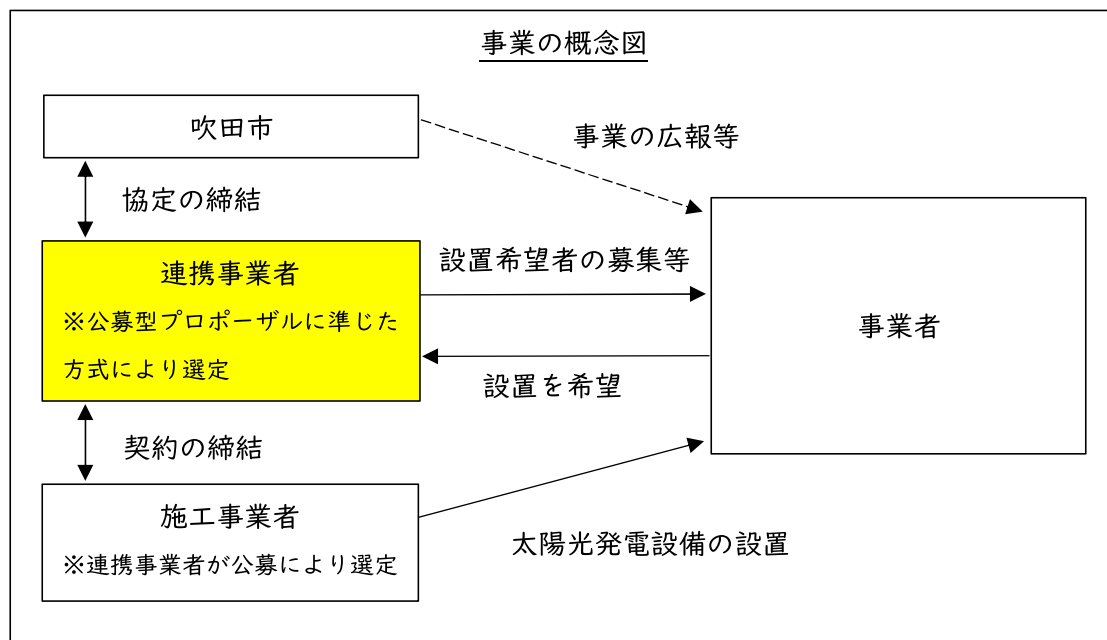
本市では、令和3年2月に吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画を策定し、2050年までに、市域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を長期目標として掲げています。

この目標達成のためには、市域の年間温室効果ガス排出量の多くを占める家庭部門や業務部門に対しての対策が急務であり、市民だけではなく、事業者に対しても、再生可能エネルギー設備の導入促進が重要です。

本事業は、市内において太陽光発電設備の設置を希望する事業者（以下「設置希望者」という。）を募り、スケールメリットを活かした価格低減を図ることにより、再生可能エネルギーの導入を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とします。

(3) 事業内容

本事業を実施する事業者（以下「連携事業者」という。）が、設置希望者を募り、スケールメリットを活かすとともに、施工事業者の適格性等を審査することにより、太陽光発電設備を通常よりも安い費用かつ安心して導入することができる取組みです。



2 参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人が共同する共同事業体とします。なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすものとします。また、連携事業候補者決定までの間に要件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (5) 吹田市暴力団の排除等に関する条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと（大阪府暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び同条第 4 号に該当するものでないこと。）。
- (6) 募集要項等に応ずる業務を履行する能力を有すること。
- (7) 本事業又は類似の事業※の実績があること（共同企業体の場合、構成員のいずれかの法人が本事業又は類似の事業の実績があつて、かつ、本事業を円滑に実施できると市が認める場合も含む。）。

※再生可能エネルギーに関する共同調達事業等（以下同じ）

- (8) 太陽光発電設備について精通していること。
- (9) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (10) 過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (11) 6 ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
- (12) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (13) 市税その他の租税を滞納していないこと。
- (14) 単独で参加した法人は、他で参加する共同事業体の構成員にならないこと。
- (15) 共同事業体の構成員は、単独での参加又は他の共同事業体の構成員として、重複して参加しないこと。
- (16) 共同事業体で参加する場合は代表する法人を定めること。
- (17) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体でないこと。

3 事業実施の経費

本事業に要する経費は、太陽光発電設備の施工事業者から得る、契約件数もしくは設置規模に応じた手数料や自己資金等を充てることとし、市は一切の経費の負担は行わないものとします。

4 協定

本事業を円滑に実施するため、協定を締結するものとします。

5 協定期間

協定締結日から令和9年3月31日まで

ただし、事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、同協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とします。

6 提出書類

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式3）
- (3) 事業者調書（様式4）
- (4) 収支見込等（本事業に関する収支見込及び手数料率（算定の基礎となる資料含む））
（任意様式）
- (5) 財務諸表（直近1か年度分の貸借対照表及び損益計算書）（写し可）
- (6) その他、企画提案の内容に応じて添付する資料（任意様式）
- (7) その他、募集要項等に関する質疑がある場合、質疑書（様式2）を提出してください。

[特記事項]

ア 企画提案書類の作成及び提出並びに企画提案審査等にかかる経費は、すべて提案者の負担とします。

イ 提出された書類は、原則として返却しないものとします。

ウ 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。

エ 実際の事業の実施に当たっては、企画提案内容をベースに吹田市と連携事業者が協議を行い、実施する内容を決定していきます。

オ 虚偽の記載等があった場合は、当該企画提案は選定後であっても無効とします。

7 募集要項等の公表

吹田市ホームページ（「トップページ」→「産業・まちづくり・環境」→「入札・事業者募集・契約」欄の「プロポーザル案件情報」）にて公表します。

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/index.html>

8 受付期間・質疑受付期間・提出先

（１）参加表明書の受付

令和7年4月28日（月）～ 5月13日（火）（17時30分まで必着）

企画提案書の提出を希望する事業者は、必ず参加表明書（様式1）を電子メールにて提出してください。

参加表明書が提出されていない場合は、企画提案書の受付はいたしません。

（２）質疑受付

令和7年4月28日（月）～ 5月13日（火）（17時30分まで必着）

募集要項等に関する質疑がある場合には、質疑書（様式2）を電子メールにて提出してください。質疑に対する回答は、令和7年5月16日（金）に吹田市ホームページで公表します。

（３）企画提案書等受付

令和7年4月28日（月）～ 5月22日（木）（17時30分まで必着）

ア 6（２）～（６）の書類一式を電子メールにて提出してください。

イ 6（２）～（６）の書類一式を郵送又は直接持参にて6部（正本1部、副本5部）提出してください。

（４）提出先

上記（１）、（２）、（３）アの提出先

吹田市環境部環境政策室 エネルギー・脱炭素担当

電子メール：env-energy@city.suita.osaka.jp

上記（３）イの提出先

吹田市環境部環境政策室 エネルギー・脱炭素担当

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1-3-40

持参する場合は、受付時間は、平日（月～金）の9時00分～17時30分です。

9 企画提案書の作成

仕様書、企画提案書評価基準（「11 審査方法」に記載）等を参考に、次の項目についてそれぞれ作成し提出してください。なお、仕様書、企画提案書評価基準等に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書（様式3）には、その内容を基に次のことに関して各項目A4用紙1ページ以内で可能な限り具体的な提案を記載してください。

（１）事業概要

本事業の実施方法、太陽光発電設備の購入見込件数、収支見込等、事業の概要（全体像）について記載してください。

（２）事業の実施体制

統括責任者、プロジェクトリーダー、問合せ窓口に関する業務責任者及び担当者等の人員体制と業務内容、それぞれの経験・資格・能力等を具体的に記載してください。

（３）事業実施スケジュール

本事業の開始から、完了までの事業実施スケジュールを具体的に記載してください。

（４）広報宣伝

本市が行う広報宣伝とは別に、提案者が行う設置希望者及び施工事業者の募集にあたり効果的な広報宣伝について、使用する媒体、実施方法、実施頻度等、具体的な提案をしてください。

（５）設置希望者へ提供するプラン

事業者向け太陽光発電設備等について、提案者が考える種類・性能等を示したプランをなるべく具体的に記載してください。また、仕様書に記載の内容については、必ず記載してください。

（６）太陽光発電設備等の施工事業者の選定

太陽光発電設備を安全かつ安価に設置できる施工事業者の選定について、価格低減を図るための方法や工夫、必要となる基準（選定基準）の内容や公募から選定までの一連の流れ等、具体的な選定方法を提案してください。

また、施工事業者選定後、太陽光発電設備の設置に関する契約が購入者及び施工事業者間で締結されるまでの間、両者の手続き等を円滑に行うための工夫や支援方法等を提案してください。

（７）施工及び検査

太陽光発電設備の設置に関する安全性等を担保することができる施工及び検査について、実施方法、実施頻度等を具体的に記載してください。

（８）問合せ対応

本事業に関する問合せや、苦情へ対応するための問合せ窓口の設置について、問合せ方法（電話、インターネットメール）、稼働時間等、具体的な提案をしてください。

（９）リスク管理

本事業を実施するに当たって想定されるリスクやその予防策、対応策について、具体的な提案をしてください。

（想定されるリスクの例）

ア 本事業へ参加をして、設置希望者が設置の意向を辞退する（以下「辞退者」という）ことにより、施工事業者に余剰在庫が生じる。

イ 連携事業者は、本事業への参加者数を想定して、施工事業者から得る手数料を算定するが、辞退者が多い場合には、見込んでいた利益を得ることができない。等

(10) 独自提案【任意】

仕様書に記載の業務のほか、ゼロカーボンシティの実現に資するための取組み等、独自の提案があれば具体的に記載してください。

10 収支見込等の作成

収支見込等（任意様式）

本事業に関する収支見込、手数料率（仕様書 4 業務内容（10）収益 参照）及び手数料率算定の基礎となる資料を提出してください。

11 審査方法

参加資格要件を満たす事業者について、事業者向け太陽光発電設備共同購入事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて、企画提案書評価基準に基づく企画提案書の審査を行い、最も優れた提案をした者を連携事業者として決定します。審査方法及び企画提案書評価基準については、次のとおりです。

【審査方法】

(1) プレゼンテーション

選定委員会において、次のとおり企画提案書に基づくプレゼンテーションを受け、必要な質疑応答を実施します。

ア 実施日時

令和7年5月29日（木）

※プレゼンテーションの順番は原則として企画提案書の受付順とし、参加方法及び詳細な実施時間は、後日個別に電子メールで通知します。指定の時間に遅れた場合は失格とします。

イ 実施方法

(ア) プレゼンテーション

対面方式とします。

(イ) 質疑応答

プレゼンテーション実施後、本市から質問を行いそれに応えるものとします。

ウ 時間配分

提案者ごとに30分（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）とします。

エ プレゼンテーション用資料

プレゼンテーションは、提出された企画提案書のみにより行い、当該書類の内容を逸脱してはならないものとします。また、新たな資料及びスライド機材等の使用は認めません。

オ 注意事項

提案者を匿名で審査するため、事業者名称を特定できないように配慮してください（名札・バッジ等に注意）。

（２）審査者及び審査方法

審査は選定委員会により行うこととし、企画提案書とプレゼンテーションの内容をふまえ、事業者ごとに評価結果を数値化する評価点方式とします。提案者が１事業者の場合も同様に評価を行います。また、提案者が無い場合は中止とします。

（３）最優秀提案者の選定方法

選定委員会委員が、評価点が高い順番より順位付けを行い、１位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案者とします。１位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、２位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。２位と順位付けした委員数でも決定できない場合は同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議又は多数決により決定します。

（４）審査の方法

ア 審査項目ごとの評価の視点及び配点

100点満点とし、企画提案書評価基準のとおりとします。

イ 評価基準

プレゼンテーションの内容及び企画提案書について、各審査項目に次の評価基準に応じて付与点を決定します。

評価基準	付与点	（例）配分10点の場合
特に優れた提案である	配分点×1.0	10×1.0=10点
優れた提案である	配分点×0.8	10×0.8= 8点
想定した程度の提案である	配分点×0.6	10×0.6= 6点
想定を下回る提案である	0	0点

ウ 評価点の確定方法

各審査項目の付与点を合計した値を提案者の評価点とします。

エ 最低基準点

選定委員会委員の評価点平均が60点に満たない場合は、最優秀提案者となることができないものとします。また、50点に満たない評価点を付けた委員が１名以上いる場合も同様とします。

【企画提案書評価基準】

審査項目		評価の視点	配点	小計
事業主体	(1) 事業概要	事業の概要（全体像）は具体的なものであるか。 （本事業の実施方法、太陽光発電設備の購入見込件数、収支見込等）	10	30
	(2) 事業の実施体制	本事業を効果的に実施できる体制がとられているか。（技術者、専門員の配置、組織、人員、サポート体制等）	10	
	(3) 事業実施スケジュール	事業実施スケジュールは具体的なものであるか。	10	
事業内容	(4) 広報宣伝	効果的、効率的な広報宣伝の手法(使用媒体)や内容となっているか。	10	60
	(5) 設置希望者へ提供するプラン	太陽光発電設備等の種類・性能等を示したプランは具体的なものであるか。	10	
	(6) 太陽光発電設備等の施工事業者の選定	安全かつ安価に設置できる施工事業者の選定方法となっているか。（価格低減を図るための方法や工夫、又、設置実績等を考慮して安全に太陽光発電設備等を設置できる選定方法がとられているか等）	10	
	(7) 施工及び検査	太陽光発電設備の設置に関する安全性等を担保することができる施工及び検査は具体的なものであるか。（実施方法、実施頻度等）	10	
	(8) 問合せ対応	事業全体の問合せ、苦情に対応できる運用体制、運用方法がとられているか。	10	
	(9) リスク管理	想定されるリスクへの対応策が講じられているか。（設置の意向辞退による施工事業者の在庫余りを防止する方策等）	10	
他	(10) 独自提案	ゼロカーボンシティの実現に資する取組みがある等、独自提案があるか。	10	10
合計			100	100

12 審査結果の通知

通 知 日 令和7年6月3日（火）

通知方法 電子メールで通知します。

13 審査結果の公表方法・内容

（1）公表方法

結果の公表は、吹田市公募プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに準じ、吹田市ホームページにて行います。なお、次項の「14 非選定理由に関する事項」で規定する方法以外に、評価内容及び審査結果に対する問合せ並びに異議等について応じることは一切できません。

（2）公表内容

- ア 最優秀提案者（連携事業候補者）名及び評価点
- イ 全提案事業者の名称（申込順。応募が2者の場合は、非公表。）
- ウ 全提案事業者の評価点（得点順。最優秀提案者以外はアルファベット表示。）
- エ 審査項目・基準、配点
- オ プロポーザル選定委員会委員の役職名
- カ プロポーザル選定委員会の会議録の概要
- キ その他必要な事項

14 非選定理由に関する事項

評価・審査の結果、最優秀提案者として選定されなかった企画提案者等は、その理由について、本市から通知された日の翌日から起算して7日以内（土曜日・日曜日・祝日を除く）に、書面により本市に説明を求めることができます。

本市は、説明を求められたときは、企画提案者等が説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、10日以内（土曜日・日曜日・祝日を除く）に、書面により回答します。なお、意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがあります。

15 本プロポーザルを辞退する場合

本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに辞退届（様式5）を電子メールにより本業務の担当室課へ提出してください。

なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはいたしません。

16 失格に関する事項

提案者に次に掲げる行為があった場合は、失格とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講じることとします。

- （1）プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- （2）他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

17 提案無効に関する事項

提案者に次に掲げる行為があった場合は、提案を無効とし、選定対象から除外します。

- (1) 最優秀提案者の決定時点において、上記2に掲げる資格のない者が提案したとき。協定締結時点において、最優秀提案者が上記2に掲げる資格を喪失していた場合も同様とします。
- (2) 2つ以上の提案をしたとき。
- (3) 正常な提案の執行を妨げる等の行為を行うおそれがある者又は行った者が提案したとき。
- (4) その他本市が指示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

18 参加無効に関する事項

参加表明書及び企画提案書等が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。なお、参加が無効と判断された場合は、その理由を付して通知します。

- (1) 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 法令に抵触する部分があるもの。
- (5) 上記2に掲げる要件に適合しないと判断されたもの。

19 協定の締結

最優秀提案者と協定の内容について別途協議を行い、協議が整った場合には、協定締結となります。

20 スケジュール（予定）

時期	内容
令和7年4月28日（月）	公募（募集要項等公表）
令和7年5月13日（火）	参加表明書（様式1）受付期限 質疑書（様式2）受付期限
令和7年5月16日（金）	質疑回答
令和7年5月22日（木）	企画提案書等受付期限
令和7年5月29日（木）	審査（プレゼンテーション）

令和7年6月3日（火）	審査結果通知
令和7年6月中旬	協定締結
令和9年2月28日	事業完了（全ての購入者に対し、太陽光発電設備等の施工が完了した時点）
令和9年3月31日	実績報告書提出期限

21 問合せ先

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1-3-40

吹田市環境部環境政策室 エネルギー・脱炭素担当 堤・飯尾

TEL 06-6384-1782（直通） FAX 06-6368-9900